

事 務 連 絡

令和7年3月19日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する適切な対応のお願い（周知）

日頃から障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度における情報連携について、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に係る不開示コード等の設定の対応については、「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成29年7月13日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）により各自治体宛てに周知されているところですが、今般、同事務連絡について、別添のとおり改定されました。

各都道府県・市町村障害保健福祉主管部（局）におかれては、別添及び別紙の改定について改めてご確認いただくとともに、障害者虐待の被害者等に係る不開示コード等の設定について適切にご対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、別添については、デジタル庁より各自治体番号制度主管部局へ発出済みであることを申し添えます。